

例言

1. 本書は、千葉県における発掘調査報告書の目録作成を目的としたものである。
2. 全国遺跡報告総覧 (<https://sitereports.nabunken.go.jp/>) に登録されている書誌のうち、発掘調査報告の掲載があるものを取りまとめた。
3. 掲載対象は2023年6月30日までに全国遺跡報告総覧に登録されたものとした。
なお、2022年度に全国遺跡報告総覧には国立国会図書館等の書誌データを登録した。
4. 掲載対象は、以下のとおりである。
千葉県の埋蔵文化財に関するもの
史跡や埋蔵文化財に関わる調査成果を記載した冊子体(発掘調査報告書、概報、保存管理計画書、遺跡地図等)
詳細は「掲載対象」に後述した。
5. 本目録では、5124件の書誌を掲載している。あくまで参考件数であることご了承願いたい。
6. 本書の編集は、高田祐一(奈良文化財研究所企画調整部文化財情報研究室主任研究員)が行なった。
7. 本事業の一部は、科学研究費補助金研究成果公開促進費(23HP8008・22HP8008・21HP8009・20HP8004・17HP8006・16HP8012, 代表：高田祐一)の助成を受けたものである。